

警察庁丁生企発第 80 号
令和 8 年 2 月 13 日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)、「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和 7 年 11 月 21 日閣議決定)等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁を図ることとされています。

これを受けて、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」(令和 7 年 12 月 16 日府省庁等申合せ)のとおり、令和 7 年度末までに順次、低入札価格調査基準の見直しを行う等の申合せが行われたところです。

つきましては、別添「各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準の検討依頼について」(令和 8 年 2 月 13 日付け、警察庁丁生企発第 79 号)のとおり、各府省庁等契約担当課長等宛ての文書を発出しましたので、警備業務に係る競争契約の参考として頂くとともに、貴協会におかれましては、各都道府県警備業協会及び各加盟員に対し、周知をお願い申し上げます。

別添

警察庁丁生企発第 79 号
令和 8 年 2 月 13 日

各府省庁等契約担当課長 殿
総務省自治行政局行政課長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

各府省庁等における警備契約に関する低入札価格調査基準の検討依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）、
「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁を図ることとされています。

これを受けて、官公需における各府省庁等の契約において、受注企業の労務費・原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和 7 年 12 月 16 日府省庁等申合せ）のとおり、令和 7 年度末までに順次、低入札価格調査基準の見直しを行う等の申合せが行われたところです。

つきましては、警備業務に係る競争契約において、予定価格算出の基礎として「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務労務単価」、「建築保全業務積算基準」及び「建築保全業務積算要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を用いる場合、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準（低入札価格調査基準）に係る現場業務の適切な履行に必要な経費の目安については、その者の申込みに係る価格が、予定価格算出の基礎となった直接人件費の額と、直接物品費の額と、業務管理費の額に 10 分の 3 及び一般管理費等の額に 10 分の 3 をそれぞれ乗じて得た額との合計額に満たない場合とするなど、業務内容や地域の実情等に応じ、労務費等の適切な価格転嫁が図られるよう、貴府省庁等において検討見直しする際に御配意頂くとともに、関係する部局及び地方自治体にも周知をお願いいたします。

なお、基準の見直しにあたっては、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 102 条の 3 の規定に基づく財務大臣（財務省主計局法規課）への協議を要する旨申し添えます。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備係
電話番号 03-3581-0141 (3041・3042・3043)